

北条義時の死と前後の政情

山本みなみ（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

はじめに

貞応三年（一一二四）六月十三日、鎌倉幕府二代執権をつとめた北条義時は六十二年の生涯を終えた。その死因について、『吾妻鏡』は病死とするが、近侍による他殺や後妻による毒殺といった風説もあった。黒い霧に包まれた義時の死は、先行研究の注目するところであり、現在では、毒殺説が有力視されている¹。ただし、私見では、新史料を利用することで、既往の学説とは異なった見解を示すことが可能であると考ええる。そこで、義時の死因を再検討したい。

さらに、本稿では、義時死後の葬礼と追善仏事に着目する。義時の遺骨は、源頼朝の法華堂の東方に築かれた法華堂に埋葬されている。すなわち、幕府の創始者である頼朝と、將軍の臣下である義時の法華堂が並んで山の中腹に設けられたのである。この事実は、義時の死後、幕府によって彼の権威化が図られたことを明示するものに他ならない。

かつて、貫達人氏は、この事実に注目し、その理由を義時が承久の乱に勝利し、治天の君の権限を掌握した人物である点に求めた。そして、勝者である義時が日本国の実質的な支配者となった点に、承久の乱の歴史的意義を見出したのである²。

この鋭い指摘は、義時が死後、鎌倉幕府においてどのように位置づけられていたのか、また、北条氏が政治的権力を確立させていく過程を考察する上で重要な問題である。玉林美男氏も、義時法華堂は、義時が頼朝に次ぐ武家政権の創設者であることを示す記念碑的堂であったと指摘している³。しかし、義時の法華堂が建立された経緯やその歴史的意義は十分に検討されておらず、なお検討の余地がある。

ところで、近年の北条氏研究では、義時が武内宿禰の再誕であるという「関

東武内宿禰伝説」に注目している⁴。これは『古今著聞集』（建長六年（一一二四）成立）や『平政連諫草』（徳治三年（一一三〇）成立）に描かれる伝説で、八幡に参詣した人の夢に、武内宿禰が現れ、八幡神より「世の中が乱れているので、時政の子となって世を治めよ」との命を受けたという話である。

この伝説に注目した細川重男氏は、義時が承久の乱を平定したことによって、頼朝とともに武家の創始者として評価され、このような伝説が生まれたと指摘している。さらに、この伝説は、得宗家の始祖神話であり、得宗家による鎌倉幕府支配（得宗専制政治）の理論的根拠になるものであると主張する。ただし、細川氏自身も述べるように、「このような評価も神話も、義時自身のあざかり知らぬものであり」⁵、義時の死後、急速に広まった伝説である。重要なのは、こうした義時観が形成された過程を解明することである。そこで、死後三〇年余りを経て広まった伝説の素地として、義時の死が中世社会にいかなる影響を与え、そして受け入れられたのかを明らかにしたい。

ちなみに、為政者の死については、室町殿の追善仏事を検討した太田壮一郎氏の研究や⁶、信長・秀吉・家康といった天下人の死とその儀礼を比較検討し、秀吉と家康が神格化された過程を解明した河内将芳氏の研究が参考となる⁷。信長の追善仏事を秀吉が行なうことで、その後継者たることを示したように、為政者が死んだとき、その葬儀や追善仏事を誰が、どこで行なうのかは、権力の継承や正当性と密接に関わる政治的な問題である。とくに為政者の死後、その後継者の立場を脅かす人物や勢力が存在するとき、その問題は深刻となる。鎌倉幕府の場合は、後代の幕府や統一政権と比べれば、原始的ではあるが、実質的な幕府主導者たる執権北条氏の死を意図的に扱ったであろう。果たして、執権政治を確立し、承久の乱を勝利に導いた義時の死は、鎌倉幕府によってどのように位置づけられたのか。義時の死後、北条氏の家督、そして執権職の座をめぐる勃発した伊賀氏事件の評価も含めて⁸、考察する必要がある。

以上より、本稿では、義時の死について、諸説ある死因を再検討するだけに留まらず、執権職という政治的地位の継承を可視的に示す追善仏事を分析することで、義時権威化の形成過程を明らかにする。

第一章 北条義時の死因

1 先行研究の整理

まず、義時の死因については、史料によって相違がみられる。もともと克明に記すのは『吾妻鏡』であり、脚気を長く患った上に、暑気あたりをし、急死した事になっている。一方、『保暦間記』は近侍に殺害されたとし、『明月記』は後妻に毒殺されたという話を記す。すなわち、『明月記』安貞元年（一二二七）六月十一日条によれば、承久の乱で京方についた尊長が幕府方の武士に捕まり、六波羅の北条時氏・時盛の前に連行されたとき、「只早頸ワキきれ、若不レ然ハ、又義時カ妻カ義時ニくれけむ薬まれ、こひてくハせて、早ころせ」といって周囲を驚かせたうえ、「なんてうレ只今レなんする我等、などか人ニ被レ語テ虚言ハいはむ、復問希有也と答レ」えたという。

『保暦間記』の他殺説については、つとに三浦周行氏が指摘するように、承久の乱に勝利した義時が最後を全うせぬよう願う一部の希望者によって捏造された一小説に過ぎない⁹。『明月記』の記す後妻伊賀氏による毒殺説については、石井進氏や上横手雅敬氏が真実を伝えるものがあるとして重視している¹⁰。

ただし、両氏は先行研究として取り上げないが、管見の限り、はじめて『明月記』の毒殺説に注目したのは平泉澄氏である。平泉氏は、昭和九年（一九三四）に刊行した『建武中興の本義』（至文堂、五六〇六〇頁）において、承久の乱を論じるなかで京方の中心人物として尊長に着目し、彼が語った毒殺説を重要視している¹¹。平泉氏の論点は次のとおりである。

すなわち、（一）『吾妻鏡』の病死、『保暦間記』の他殺を否定した上で、『百練抄』の記述から急死であったことに注目し、尊長の語る毒殺説こそ真

相を語るものであるとする。その理由として、（二）尊長と伊賀氏事件に関与した一条実雅が兄弟であることに触れ、（三）義時毒殺の黒幕は尊長であったと主張する。近年の石井氏や上横手氏も、（二）の実雅と尊長が兄弟関係にあることを重視し、義時の死と伊賀氏事件とを結びつけることによって、義時の死をも伊賀氏によって仕組まれた可能性を主張している。

さらに、後年、平泉氏は『明治の源流』（時事通信社、一九七〇年、二五〇～二六〇頁）において、（一）～（三）を再論した上で、義時の讓状にも言及している。

（四）『吾妻鏡』では、病気が重くなり、本人も十分に予知覚悟して死の準備がなされたかのように記すが、『明恵上人伝記』下には義時が頓死して讓状がなかったため、政子の命として、大部分を嫡子泰時が相続し、弟どもには少しを分与すればよいとあったけども、父の心を推量して、朝時・重時等に多くを与え、自分は少ししか受け取らなかつたという話を載せる。とくに、「義時朝臣逝去の時、頓死にてありしかば、讓状の沙汰にも及ばざりし程に」とあるのは注意すべき文句で、『明恵上人伝記』が、義時の頓死、讓状の用意も無かつたと記して、『吾妻鏡』の修飾偽装を暴露していることは、この伝記が正しく当時の真相を伝えている証拠と考えてよい。

毒殺説を支えるのは、義時が急死であること、尊長と実雅が兄弟であること、の二点である。まず、前者については、確かに『百練抄』に「頓病」とみえているが、京都には義時の病状が十分に伝わっていなかった可能性があるのである。すなわち、「辰剋、前奥州義時病悩。日者御心神雖令違乱、又無殊事」。而今度已及「危急」とみえ、義時は日ごろ心身を病んでいたが、それほど深刻ではなかつた。しかし、今回はすでに危篤に陥っている、と読み取れる。ここから、義時は兼ねてより体調不良に苦しんでいたが、急に容態が悪化したことがわかる。したがって、頓病により翌日死去したとする『百練抄』の記述とは矛盾しない。

後者については、第一に、尊長と実雅兄弟の關係性を検討する必要がある。先行研究は、兄弟であることを重視するが、具体的な關係性については考察が及んでいない。実雅は、三寅とともに関東に下向し、義時女を嫁に迎えた人物である。兄の尊長とは異母兄弟とみられ〔尊卑分脈〕第一編二六〇頁、三十もの年齢差がある¹²。承久の乱では、尊長も含め一族悉く京方につくなかで、実雅のみが鎌倉方であった（14頁の系図を参照）¹³。加えて、実雅は、幕府を支持する西園寺公経と猶子關係を結んでいたが、乱の際、後鳥羽院の命により、公経・実氏父子を弓場殿に監禁した人物こそ尊長である〔吾妻鏡〕承久三年五月十九日条。乱後、逃亡した尊長は、畿内近国に潜伏し、謀反を企てていたが、幕府の京方与同者への追及は厳しく、ついに逮捕された。よって、兄弟關係は疎遠といわざるを得ず、乱後、実雅が謀反人の尊長と手を結ぶのか甚だ疑問である。実際、鎌倉にいる実雅が逃亡中の尊長と連絡を取り合うことは、容易なことではなかったであろう。また、伊賀氏の兄弟で、京都守護として上洛していた伊賀光季は、承久の乱において、後鳥羽院の召集に従わなかったために、最初に京方の襲撃を受けて自害を余儀なくされており、いわば伊賀一族にとって京方の中心人物であった尊長は報復すべき敵であった。たとえ義時殺害という共通目的があつたとしても、伊賀氏が実雅を通じて尊長と連絡を取り合うとは到底考えられない。

実雅の擁立と政村の執権職就任は、義時が体調を崩す（後述）なかで計画されたと考えられるが、義時が亡くなれば、泰時を次期執権に考える尼將軍政子との対立は必至である。伊賀氏が政村の就任を希望していたのであれば、夫の義時こそ頼みの綱ではなかったか。また、義時を計画的に毒殺したのであれば、実雅の征夷大將軍補任の宣旨を要求するなど、京都への根回しが必要になるはずだが、そうした動きがみられないのも不審である。

第二に、尊長が毒殺説を語ったときの状況を今一度考えたい。尊長は承久の乱後、六年もの潜伏期間を経て捕えられた。このとき、抵抗して武士二人に危害を加えたうえ、自殺を図ろうとしたが死にきれなかったという〔吾

妻鏡〕六月十一日条。このことから考えても、捕まれば死刑を免れないことはわかっていたはずである。よって、六波羅に連行された際には、精神的にもかなり追い詰められた状態にあつたと察せられる。すでに伊賀氏事件に関与した伊賀氏や光宗は配流されており、弟の実雅も越前に流されてかなりの月日が経っている。今さら彼らに不利な情報を流したところで、尊長が虚言の責任を負う必要はない。むしろ、京方につかず、すぐに鎌倉に急を報せて、幕府方の勝利に貢献した伊賀光季や、義時と姻戚關係にあつた実雅に対する恨みは深かったのではないだろうか。尊長が自暴自棄に陥り、最後に伊賀一族や北条氏に一矢報いようと虚言を吐いたとて何ら不思議ではないのである。

さらに、平泉氏は（4）『明恵上人伝記』（以下『伝記』と略す）にみえる義時の遺領配分のエピソードから、義時の頓死、讓状の用意も無かつたという点に注目し、病死とする『吾妻鏡』を否定している。しかし、この理解には賛同し得ない。なぜなら、『伝記』と同じ内容のエピソードが『吾妻鏡』にも掲載されているからである。『吾妻鏡』の記事（元仁元年九月五日条）は次の通りである。

戊辰。霽。故奥州禪室御遺跡庄園、御分配于男女賢息之注文。（泰時）武州自
三品賜之、廻覧方々。各々有三所存者、可被レ申三子細。不レ然
者、可レ申三成御下文之旨被レ相触。皆歛喜之上、曾無二異儀一歟。此事、
武州下三向最前、内々支三配之。潜披三覽二品之処、御覽畢之後、仰
曰、大概神妙歟。但嫡子分頗不足。何様事哉者。武州被レ申云、奉二執権
之身、於レ領所等事、争強有二競望一哉。只可レ省二舍弟等之由存レ之
者。二品頗降二御感涙一云々。仍今日為二彼御計一之由、及二披露一云々。

泰時は、故義時の遺領を子女に分配するにあたり、前もって政子にその注文を見せたところ、嫡子泰時の配分が少ないのではないかと疑問を呈した。これに対し、泰時は「自分は執権職を継承したので、どうして所領のことで争う必要があるでしょうか。ただ兄弟たちに多く分配すべきです」と答え、

政子は感涙したという。兄弟思いの泰時を讀める美談である。

一方、『伝記』では、遺領配分の際、泰時がこのような立派な計らいをし得たのは明恵上人の教訓を遵守したからであることを強調し、嫡男が遺領配分にあたったのは、義時が頓死し、讓状が作成されなかったからだと補足する。泰時の功績が明恵の功績にすり替えられ、祖師明恵を顕彰する内容に昇華されていることには注意しなければならない。

さらに、平泉氏の見解には『伝記』の諸写本系統についての考察が不足している。『伝記』は、明恵(一一七三～一二三二)の死後、『高山寺明恵上行状』(弟子喜海(一一七八～一二五一)著、以下『行状』と略す)の記す明恵の簡略な伝記を基とし、それに増補が漸次加わり、その増補部分にさらに手が加えられて鎌倉末から南北朝頃に一つの形が出来上がったと推測されている¹⁴。伝本については、明恵の基礎史料を検討する分野で古くから研究蓄積があるが、現在の到達点として平野多恵氏の研究がある¹⁵。平野氏は、写本二十六本を調査して八系統に分類し、各系統の特徴を明らかにしている。

さて、肝心の泰時と明恵のエピソードであるが、泰時関係の説話は、『行状』には確認されず、内容的に見ても増補と考えられる部分であることは間違いない。増補された部分は、明恵の語りや常人とは異なる明恵の能力・行動について記した部分が主であり¹⁶、まさに明恵と泰時のエピソードはこれに該当する。平野氏作成の『『伝記』所収記事諸本対照表』で確認すると、泰時関連の説話を載せる最も古い写本は、南北朝期の写である『梅尾明恵上人伝本・未』二冊(興福寺蔵)である。したがって、泰時関連の説話は、鎌倉後期から南北朝期にかけて『伝記』に取り入れられたとみてよからう。さらに想像を膨らませれば、『伝記』の編者が、『吾妻鏡』の記事を下地として、明恵を顕彰する逸話を生み出した可能性もあると考える。

いずれにせよ、『伝記』の泰時関連の説話は無批判に信用できず、『吾妻鏡』の修飾偽装を暴くほどの史料でないことは確かである。したがって、義時の頓死については、その根拠たりえない。

むしろ、義時の遺領配分で重要なのは、嫡男泰時が政子の計らいとして配分していることである。すでに、中田薫氏は、中世の財産相続法を論じるなかで、未処分の場合を検討し、『吾妻鏡』の記述より、嫡男が分配する場合、その権限は絶対ではなく、配分を提案し、他の兄弟の同意を得て、はじめて効力を発するものであると指摘している¹⁷。これは、後家が単独的意志を有し、その効力が絶対であったのとは対照的である。今回の場合は、伊賀氏事件によって後家の伊賀氏が配流されているために、嫡男による配分が行なわれたと考えられる。本来であれば、義時の遺領配分は後家伊賀氏による計らいであるから、泰時を北条氏の家督に据えたい政子と実子政村に目を掛ける伊賀氏との対立は、義時の死後、避けられなかったといえよう。

また、筆者は、この記事こそ『吾妻鏡』編者による舞文曲筆があると考ええる。泰時が自ら弟たちに多く分配し、政子を感じさせたとは、あまりに美談ではあるまいか。おそらく、嫡男泰時が遺領の多くを継承するという配分では、異母弟の朝時らが納得せず、最終的に、彼らにとって有利な配分にせざるを得なかったであろう。これを泰時が自ら弟たちに多く配分したという美談にすり替えることで、泰時を顕彰し、一族の内部対立を隠蔽した可能性がある。泰時と朝時の兄弟関係については後述したい。

この一件で、泰時は一族内に漂う不協和音を痛感したに違いない。泰時の段階では、得宗家の地位はなお不安定であり、一族の融和にとめる必要があった。この先に、執権・連署制(合議政治)や評定衆の設置があると考えられる。

私見では、義時の死因は『吾妻鏡』の記すように病死であったと考える。次に、新史料を紹介し、義時の死の真相に迫りたい。

2 義時の死の再検討

密教関係の聖教史料には、政治史に深く関係する内容を持つものが少なくない。近年の歴史学においても、聖教類が中世史の一端を解明する史料とし

て利用されている。本稿でも、聖教史料に鎌倉時代政治史の一端を解明する史料としての価値を見出したい。具体的には、『称名寺聖教』（神奈川県立金沢文庫所蔵）に含まれる仏事関係史料を利用する。

称名寺三代別当湛睿の表白集『湛睿説草』は、すでに納富常天氏によって、全文が翻刻・紹介されており、湛睿の唱導活動を解明する一史料として評価されている¹⁸。しかし、私見では、この史料は、北条氏に関わる貴重な情報を有していると考ええる。

興味深いことに、『湛睿説草』の中には、義時の四十九日仏事の表白（以下、四十九日表白と略す）が集録されている。四十九日表白は、表紙・本文は他筆であるが、手沢名・添付紙は湛睿の筆によるものである。表紙には「慈父四十九日表白（鎌倉名越、越州式部殿、四十九日、貞応三年後七月二日）」と記されている。すなわち、「鎌倉名越、越州式部殿」とは、越後守・式部大夫の名越朝時を指し、朝時が貞応三年（一二二四）閏七月二日に「慈父」義時の四十九日仏事を行なった際の表白とみて間違いない。

朝時は、義時の二男で、母は比企朝宗女である。建暦二年（一二二二）に「女事」により父義時から義絶されたが、翌年の和田合戦では再び召し出され活躍した。承久の乱では、北陸道大將軍として進発し、越中国で官軍を破って入洛している。加賀・能登・越中・越後・大隅国等の守護職を持ち、例年のように境飯を行っている。幕府に重きをなした人物であった。

しかし、兄泰時との関係は良好ではなく、反抗的な態度をとっていたことが指摘されている¹⁹。四十九日表白は、名越氏の動向を明らかにするうえでも有益な史料といえよう。

四十九日表白のうち、注目すべきは、義時の病状を述べる箇所である。次に示す一文は、添付紙に記されており、湛睿の筆によるものである。湛睿が加筆した経緯は、今詳らかにし得ない。

然^ル慈父尊儀朱夏之初受^レ痛^ヲ、沈^レ席^ニ、至^二素秋之末^ニ、告別早世、
自爾以来、

右によれば、義時は夏の初めに痛みを受け、床に伏しがちであったが、秋の末に亡くなったという。しかし、義時の没日は六月十三日であり、表白の表紙にもみえるように四十九日仏事は閏七月二日に行なわれている。したがって、「素秋之末」に亡くなったとする記述は表白全体と齟齬する。湛睿の勘違い、或いは、時期については厳密ではなく、夏の初めに対する対句表現として秋の末を選択した可能性もあるが、いずれにせよ信用できない。「朱夏之初」を信用すれば、義時は四月頃から体調を崩した可能性はあるが、現時点では何ともいえない。

一方、病状については、痛みを受け、床に伏しがちであったというが、『吾妻鏡』にはどのように描かれているのであろうか。次に示すのは、義時が亡くなる前日の記事（貞応三年六月十二日条）である。

戊寅。雨下。辰剋、前奥州義時病惱。日者御心神雖^レ令^二違乱^一、又無^二殊事^一。而今度已及^二危急^一。仍招^二請陰陽師国道・知輔・親職・忠業・泰貞等^一也。有^二卜筮^一。不^レ可^レ有^二大事^一。戊剋、可^レ令^レ属^二減氣^一給^上之由、一同占申。然而始^二行御祈祷^一。天地災變祭二座（国道・忠業）・三万六千神祭（知輔）・属星祭（国道）・如法泰山府君祭（親職）。（中略）此外、泰山府君・天曹地府祭等数座也。是存^二懇志^一之人面々所^レ令^レ修也。但随^レ移^レ時弥危急云々。

傍線部によれば、義時は午前八時頃に体調を崩した。日ごろから精神が錯乱することはあったが、特別な事態には至らなかった。しかし、今回はすでに危篤状態にある。そこで、陰陽師を早急に招集し、種々の祈祷を行なわせたという。

続けて、亡くなる当日の記事から、臨終の様子を確認したい。

己卯。雨降。前奥州病痾已及^二獲麟^一之間、以^二駿河守^一為^レ使、被^レ申^二此由於若君御方^一。就^二恩許^一、今日寅剋、令^二落飾^一給。巳剋（若辰分歟）、遂以御卒去（御年六十二）。日者脚氣之上、霍乱計会云々。自^二昨朝^一、相續被^レ唱^二弥陀宝号^一、迄^二終焉之期^一、更無^レ緩。丹後律師為^二善知識^一、

奉_レ勸_レ之、結_二外縛印_一、念_二仏數十反之後寂滅_一。誠是_レ可_レ謂_二順次往生_一數云々。

傍線部によれば、死因は、日ごろより患っていた脚氣と暑気あたりによるものであった。脚氣の症状が、食欲不振や下半身の倦怠感、とくに脚のむくみやしびれであることを考慮すると、猛暑による熱気が食欲不振を助長したと推測される。さらに、四十九日表白にみえる夏の初めに受けた「痛」とは、脚の痛みを指している可能性が高い。ゆえに立ち上がることが難しく、床に伏しがちであったとみられる。

最後に、義時が亡くなる前月の様子を『吾妻鏡』から確認したい。五月十八日には、義時第において、炎旱の御祈として何れの祭を行なうべきか否かが重ねて沙汰されている。すでに同月十五日には「炎旱涉_レ旬」るため、祈雨法が始行されていたが、さらなる対応が求められたのであろう。或いは、義時が連日の高気温によって体調を崩し、床に伏しがちであったことも影響しているのかもしれない。二十日には、「及_二深更_一、鎌倉中物忽_二(同日条)とみえ、鎌倉は不穩な状況にあつたようである。『吾妻鏡』は「其故不_レ聞云々」と記し、その理由を語らないが、時期的に考えて、兵士が群参する、或いは伊賀氏が不審な動きをみせる等、義時の体調不良による動揺が鎌倉中に広がっていた可能性は十分に考えられる。

さらに、六月六日にも、祈雨のための七瀬祓が行なわれている。結局、同月十日から雨が降り出し、義時が亡くなる十三日まで降雨が続いている。よって、四月末から六月九日まで続いた炎天が義時の死期を早めたといえよう。

3 四十九日表白の内容

四十九日表白には、義時の死因以外にも、北条氏の実態を明らかにするうえで有益な記述がみられる。以下、該当箇所を抜き出し、考察を加えたい。

四十九日表白は、不変の摂理を説くところからはじまり、生前の義時の功績や北条一門の躍進などを叙述する。

然而、慈父之恩至深_レ々々、内典・外典讚_レ之、嚴親之徳尤高_レ々々、凡夫上人共報_レ之、如_二高柴泣血之涙_一、童永売身之志者、雖_レ非_二菩提之訪_一、是表_二世俗之孝誠_一、如_二尺尊担_二浄飯_一ノ棺_一、浄蔵改_二嚴王_一ノ行_一、既是大聖之報恩、宜為_二孝行之軌範_一者歟、伏惟先考、京兆尹外奥州旧吏者、宿生_二修善或今生_一ノ勝報、往世_二持戒、忝_二人間之榮分_一、一家悉烈_二昇進_一、九族併誇_二光花_一、其門戸_二挙_レ々、為_二陶朱_一、其家僕悉_レ為_二伊敦_一、身雖_レ在_二東土之雲_一、娛不_レ索_二中花之風_一、然間四大難_二調_一、風痾相_二覆_一一生、有限必滅時至留_二形骸於東国之塵_一、移_二魂魄於西刹之雲_一、以来哀樂如_レ夢、旧室忽過_二嬪婦之恨_一、栄古相變男女悉溺_二扁孤之涙_一、是以雖_二去_レ人_一、一人_一、懷_レ悲_レ之類_レ是_レ多_シ、雖_二告_レ別_一ヲ一時_一、殘恨之日漸_レ積、男子_二恋_二庭訓之風_一、女子_二哭_二撫養之窓_一、(後略)

ここでは、まず、義時の恩情の深さや人徳の高さを讃嘆し、中国の故事を挙げながら、いかにしてこの恩に報いるべきかが述べられている。「高柴泣血之涙」とは、親を亡くした高柴(孔子の門弟)が喪に服し、三年もの間、声なく涙を流して泣き、齒をみせることがなかったという説話である。また、「童永売身之志」とは、童永(董永、二十四孝の一人)が父の葬儀のために身を売ってまで費用を得ようとしたという孝行話である。

さらに、親孝行の軌範として二つの故事が示されている。「尺尊担浄飯ノ棺」は、尺尊(釈尊)が父である浄飯王の恩に報いるため自ら父の棺を担いだ話、「浄蔵改嚴王ノ行」は、浄蔵が父である妙莊嚴王を仏道に向かわせた話で、いずれも至上の親孝行を示している。

次に、義時の生涯が簡略に述べられる。右京権大夫・陸奥守の義時は、人間の名誉ある身分を恣にし、北条一門は昇進を果たして繁栄を誇った。一門の者は一人残らず「陶朱」となり、その家僕は悉く「伊敦」になったという。「陶朱」は、春秋時代の越王勾践の家臣、范蠡のことで、『史記』(貨殖列伝)によれば、越を去った後、斉に赴いて巨万の富を築き、さらに陶へ行って富

を築いた人物である。また、「伊敦」は猗頓の当て字であるが²⁰、彼は魯の人で、陶朱に金持ちになる方法を尋ね、陶朱の教えを実行して富を築いた人物である。

莫大な富、また富豪のたえとして「陶朱猗頓の富」なる熟語もあるように、彼らは巨万の富を築いた人物の代表として認識されていた。大江匡房は、『続本朝往生伝』のなかで、美作や伊予など四ヶ国の国守を歴任し、富を築いた但馬守源章任を「家大きに豪富にして、珍貨蔵に盈ち、米穀地に敷きて、庄園家は、天下に布き満てり。本朝の陶朱猗頓なり」と評している。強欲に富を築いた章任でも、死後の極楽往生を願って、毎日、阿弥陀経四十九巻を読むことだけは忘れなかつたため、往生することができたという²¹。

北条氏を陶朱、また北条氏に仕える家僕（のちの得宗被官か）を猗頓に準える点は興味深い。表白の史料的性格として、導師が施主の依頼を受けて制作したものであることには注意が必要であるが²²、北条一門が昇進を果たし、繁栄したことは事実であり、陶朱と猗頓に例えられるほど、経済的にも豊かであったとみてよからう。

さらに、表白では、義時の亡骸は東国にあるが、霊魂は西国浄土にあるとし、残された人々の悲哀が綴られている。長く連れ添った伊賀氏は先立たれた恨みを抱き、子息たちは片親を失った悲しみの涙に溺れた。去る者は一人であっても、悲しむ者は多かつた。こうした記述から、義時が妻子に慕われていた様子を窺うことができる。

最後に注目するのは、義時四十九日仏事の施主である朝時と義時の父子関係について述べた箇所である。

爰孝子殿下宿世深^レ契^ヲ、人間^ニ結^ニ父子之儀^一、多生厚^ク縁^ヲ、今世^ニ稟^ニ遺体之分^ヲ、生育者慈愛^{シテ}長^ニ其ノ身^ヲ、訓導者琢磨^{シテ}為^ニ其器^一、身繼^ニ箕^ノ業^一、心稟^ニ勇力之性^一、（後略）

右を意訳すると、朝時は、義時と前世で契りを深め、人間界で父子の縁を結んだ。何度も生まれ変わる中で縁を厚くし、今世では義時の子として生ま

れた。義時は慈愛をもって朝時を育て、教え導くことによつてその器量を磨いた。朝時の身体は父祖伝来の家業を継承し、その精神は勇ましい性格を引き継いだ。

とくに興味深いのは、朝時が父祖伝来の家業を継いだとする点である。朝時には、十一歳年長の兄泰時がいたが、泰時の母の出自は低かつた。最終的には泰時が北条氏の家督を継ぐことになるが、これは母の出自に基づく決定ではなく、和田合戦等での活動実績が認められたからである²³。比企朝宗女という高い出自の母をもつ朝時には、自身こそが嫡流であるという意識があつたのではないだろうか。そもそも泰時とは別に、朝時が施主となつて四十九日仏事を主宰していること自体、朝時が他の兄弟とは一線を画していたことを示しているよう。泰時と朝時の関係性については、次章で考察を加えたい。

また、朝時が「勇力之性」、すなわち義時の勇ましい性格を受け継いだとする点も注目される。朝時は、嘉禎二年（一二三六）九月十日、評定衆に加わつたが、すぐに辞退している（『関東評定伝』）。川添昭二氏は、その理由として、武將的性格が強く、政務に向いていなかった可能性を指摘している²⁴。また、朝時の子息光時・教時らは寛元四年（一二四六）と文永九年（一二七二）にそれぞれ反得宗の動きをとり、配流・誅殺の憂き目に遭つている。こうした武人的な性格は朝時の代から子息に受け継がれたものとみてよい。朝時自身も、武的な性格を父から受け継いでいると自負していたのである。本章では、四十九日表白の検討を通して、義時が連日の猛暑のなか脚の痛みと食欲不振により床に伏しがちで、亡くなる前日に容態が悪化し、死に至つたことを明らかにした。次章では、表白より得られた情報を踏まえ、義時の葬礼や追善仏事について検討したい。

第二章 北条義時の権威化

本章では、北条義時の死が社会に与えた影響や葬礼・追善仏事の分析を通して、義時権威化の過程を明らかにし、義時法華堂建立の意義を考える。な

お、『吾妻鏡』にみえる義時の葬礼・仏事は15頁の一覧表を参照されたい²⁵。

1 義時の葬礼と法華堂建立

本稿の冒頭でも述べたように、義時の法華堂は頼朝のそれと並んで築かれていた。この事実は、北条氏の権力掌握過程を説明するうえで、重要な問題を提起する。義時の葬礼(表③)に関する記事は以下の通りである。

甲申。霽。戊剋、前奥州(義時)禅門葬送。以(源頼朝)故右大将家法華堂東山上為二墳墓一。葬礼事、被(安倍)仰(重時)親職(重時)之処辞申。泰貞又称(安倍)不(重時)带(重時)文書(重時)故障。仍知輔朝臣計(泰村)申之。式部大夫・駿河守・陸奥四郎・同五郎・同六郎并(泰村)三浦駿河二郎、及宿老祇候人、少々着(重時)服供奉。其外御家人等参会成(重時)群。各傷嗟溺(重時)涙云々。

葬礼には、泰時以外の子息である朝時・重時・政村・実泰・有時と、三浦泰村や宿老たちが参列し、頼朝の法華堂の東の山上に墳墓が築かれている²⁶。ここで注目すべきは、葬礼の一切を取り仕切るよう鎌倉陰陽師に命じていることである²⁷。『吾妻鏡』は明記しないが、傍線部にみえる通り、陰陽師に「被(安倍)仰(重時)」れたのは、北条政子をおいて他におるまい。このとき、四代将軍九条頼経はまだ六歳と幼く、幕府の実権を握っていたのは政子である。頼朝法華堂の東に墳墓が築かれ、円滑に葬礼が進んでいることは、政子が差配したことを裏付けるものである。

通常、葬礼・仏事は、亡者の一族によって、個別に行なわれるものであるから、義時の場合も、後家の伊賀氏が中心となって差配するのが自然である。しかし、伊賀氏の意向によって、義時の墳墓が頼朝の法華堂と並んで築かれたとは考え難い。やはり政子が主導権を握ったとみるべきである。政子は、北条氏の「家」で執行されるべき葬礼・仏事を、幕府による沙汰という形で掌握し、義時の葬礼を公的な幕府行事に昇華したのではないだろうか。

八月八日には、墳墓堂の供養が行われ、「新法花堂」と称された(表⑭)。もちろん、これは頼朝の法華堂に対して付けられた名称である。これが完成

供養であれば、義時法華堂は、義時死後、僅か二ヶ月足らずで完成したことになる。おそらく政子の命により、早急に幕府の沙汰として造営が進められたのである。政子としては、義時を頼朝と並べて埋葬することで、義時を權威化し、北条氏を別格の存在として位置づける意図があったと考えられる。なお、義時法華堂は鎌倉末期に焼失するが(後述)、現在、その跡地は国指定史跡に指定され、発掘調査が実施されている。調査の結果、正方形の三間堂で、四周に庇が巡らされていたことなど、その規模や地割を示す遺構の詳細が明らかとなっている。また、法華堂跡からは、瓦やかわらけをはじめとする多数の遺物が発見されている。破片ではあるが、高麗青磁の梅瓶などの高級舶来品も出土しており、荘厳な堂舎の様子を窺うことができる²⁸。

2 義時の仏事をめぐる泰時・朝時兄弟

次に、義時死後の追善仏事を検討する。『吾妻鏡』には、初七日から百ヶ日までに行われた仏事(表④・⑥・⑧・⑫・⑬)がすべて記されている。ただし、これらの記事は、仏事の実施と導師の名前を簡潔に記すのみで、仏事を沙汰した人物や供僧の人数など、その詳細は不明である。ただし、葬礼と同様に政子を中心となって進められた可能性は十分に考えられる。初七日〜百ヶ日の仏事は、幕府による仏事という認識から、施主を明記しなかったのかもしれない。一方、一周忌・三回忌・十三回忌(表⑭・⑮・⑯)については、泰時の沙汰であることが明記されている。

義時の訃報が、六波羅の泰時・時房のもとへ伝えられたのは、六月十六日であった。泰時は十七日丑剋に、時房は十九日に東京し、二十六日に鎌倉に入っているが、泰時は、まず由比ヶ浜に宿をとり、翌二十七日に自第に戻っている(貞応三年六月二十六日・二十七日条)。したがって、表③・④・⑥の葬礼・仏事は、嫡男泰時不在のもと、政子の差配によって取り行なわれたと考えられる。

気がかりなのは、泰時が鎌倉到着までに十日も有しており、緊急事態にし

ては遅いことである。その理由について、『保暦間記』は、泰時は暫く伊豆に逗留し、時房がまず鎌倉へ帰って安全を確認した後、泰時も鎌倉に入ったと記す。これがどこまで真実を伝えるものかはわからないが、義時の死後、鎌倉は不穏な状況にあり、泰時が慎重に行動せざるを得なかったことは確かであろう。『吾妻鏡』によれば、鎌倉では、泰時が弟たちを討つために京より下向したという風聞があり、政村の周辺が慌ただしかったというから、まずは時房が鎌倉の状況を探る必要があったのではないかと考えられる。

鎌倉の自第に戻った泰時は、すぐさま時房とともに政子のもとに参上して、「為三軍營御後見、可レ執行武家事」之旨を命じられた。こうして執権職を継承した泰時は、これ以降、執権として、義時の嫡男として、仏事にも主体的に関わったと推測される。

しかし、肅々と仏事が修される一方、鎌倉にはなおも不穏な空気が漂っていた。先述した通り、義時の死後、世間ではさまざまな巷説が流れ、政村の周辺は身構えていたという。さらに、伊賀氏とその弟光宗は泰時の執権職就任に憤り、伊賀氏の女婿である一条実雅を將軍に擁立し、政村を執権として、幕政の実権を握ろうと企んでいた（以上、『吾妻鏡』六月二十八日条）。

七月四日には、三七日の仏事が修されたが、その翌日には、光宗が三浦義村や伊賀氏のもとを訪れ、不審な動きをとっている。その後、十六日には五日の仏事が行なわれたが、翌日には近国の輩が群参し、いよいよ事が起こるかに思われた。ここにおいて、政子は秘かに三浦義村宅に赴き、泰時を支えるよう義村から誓約を取っている。四十九日仏事が行なわれた七月三十日の夜にも騒動があり、御家人たちが甲冑を着て群参したが、何事もなく、明け方には静謐になったという。

『吾妻鏡』では、泰時の執権職就任後、伊賀氏側の不満が募り、謀反を計画したかのように記しているが、葬礼・仏事の主宰は、「家」の継承に直結する問題であるため、義時の後継に実子政村を据えたい伊賀氏と泰時を据えたい政子の対立はすでに燦っていたと考えられる。政子は、義時の権威化を

進めると同時に、鎌倉に到着した泰時が北条氏の家督を継承し、仏事を主宰できるよう、葬礼・仏事をも「後家の力」によって差配していたのではないだろうか²⁹。これは、伊賀氏のもつ家長権への侵害であり、伊賀氏が反発するのも当然であったと考えられる。

さて、ここで第一章で検討した名越朝時による四十九日仏事に触れておきたい。興味深いことに、朝時は四十九日仏事（表⑫）が行なわれた数日後、自身を施主とする仏事（表⑬）を行なっている。前者は、政子や泰時が公権力を行使して実施した仏事であり、後者は朝時を施主とする北条氏の「家」の仏事であったと考えられる。

このような朝時の単独行動は、一年後の除服にも表れている。嘉禄元年（一二二五）五月六日、泰時の除服について、義時の葬礼を沙汰した陰陽師が勤めるべきか否か評議があり（表⑭）、この結果、葬礼を沙汰した陰陽師の安倍知輔によって除服の祓が行なわれることとなった。十二日には、泰時をはじめ、重時・政村・実義・有時の除服が行なわれたのに対し（表⑯）、朝時だけは、前日に陰陽師の安倍晴幸によって、除服を終えている（表⑰）。従来、この一件は、朝時の単独行動の一つとして取り上げられるにすぎないが、四十九日表白を踏まえるならば、除服の日時の違いは、仏事の違いに起因するのではないだろうか。朝時は、自身が北条氏の本流であることを内外に示すために、泰時を排除し、単独で仏事を行なったのではないかと考えられる。

泰時と朝時の関係が決して良好なものでなかったことは、すでに先学の指摘するところである³⁰。兄弟の関係性を語る有名な話を二つ確認しておこう。

『吾妻鏡』寛喜三年（一二三二）九月二十七日条によると、朝時の名越第に強盗が入ったとき、泰時が評定の座からすぐに駆けつけ、朝時は感激して子孫に至るまで兄への忠誠を誓い、決して敵対しないという起請文を書いて、一通は鶴岡別当坊に預け、もう一通は子孫の備忘のために家に保管しておいたという。川添昭二氏は、この起請文について、朝時が平生泰時に対して相対的独自性をもっていたことを逆照射するものであると評価している³¹。

さらに、仁治三年（一二四二）五月、泰時の出家とともに朝時が出家したことについて、京都の貴族平経高は「雖兄弟日来疎遠、而忽有此事」。子細尤不審。世以驚」と記し、日頃疎遠な兄弟であったのにと驚いている『平戸記』同月十七日条）。これは、兄弟の不和が周知の事実であったことを物語る。

これらの史実は、先行研究の注目するところであり、名越氏の反得宗的傾向が、すでに朝時の時代に胚胎していた徴証に用いられている。しかし、得宗家との確執が生まれた明確な時期は提示されていない。これに対して筆者は、本章の分析を通して、朝時は、独自に義時の追善仏事を行ない、兄泰時と一線を画す政治的態度を示したことを重視する。要するに、義時の死こそ、得宗家と名越家のその後の確執を生み出す契機だったのである。

3 義時死去の社会的影響

次に、義時死去による触穢によって、幕府の恒例行事が延期・中止を余儀なくされている点（表②・⑦・⑮）に注目したい。先行研究によれば、京都では、平安末期以降、王家の人物が亡くなった際には「天下触穢」が発せられ、朝廷の諸行事や神事・祭礼が中止・延期になったことが明らかにされている³²。したがって、京都で為政者が亡くなった場合と同様の処置が鎌倉でも行なわれていたといえる。

今回の義時の死では、鶴岡放生会が延引されているが（表⑮）、注意しなければならぬのは、鶴岡八幡宮の神事が為政者の死によって延期した事例は、將軍以外では義時が初めてであったという事実である³³。ここから、義時の死が幕府内で別格の扱いを受けていたことが窺われる。頼朝の死は、「鎌倉中触穢」（『吾妻鏡』建久十年三月十一日条）という意識を人々に与えたが、義時の死も同様の認識を与えたと考えられる。要するに、義時の死は、いわゆる甲・乙・丙の穢の論理では説明できないような、強力な穢気が鎌倉に充満しているという意識を鎌倉の人々に持たせたのである。

さらに、興味深いのは、義時の死に発する触穢が京都にも達している点である。すなわち、義時の死により、朝廷は「天下触穢」を発した。黒田日出男氏の研究によれば、こうした將軍や執権の死は「関東穢」と呼ばれ、この穢気が京中・洛中に引き来って洛中を三十日の触穢の状態にしたという。また、黒田氏は、『勘仲記』弘安七年（一二八四）四月八日条を紹介し、これによれば、北条時宗の訃報を受けた朝廷は「天下触穢」の前例を調べ、源頼朝・北条義時・北条政子・竹御所・北条泰時・北条経時の六例を挙げて、時宗の死も「天下触穢」と判断したという。そして、関東におけるたった一人の死の発する穢気が、京都にまで遍満するのは、関東の將軍・執権の穢気が特別に強力なものであると認識されていたことを物語ると主張している³⁴。ただし、黒田氏は將軍・執権の死による「関東穢」を自明視し、執権の死がなぜ「天下触穢」を引き起こすのか、その歴史的背景には言及していない。ここで、再び注目するのは、貫達人氏の見解である。

貫氏は、六月祓を中止した記事（表⑦）を取り上げ、「今日、無六月祓。依触穢也。天下諒闇之時不被_レ行之由、及御沙汰云々」のうち、義時の死を天下諒闇と表記する点に着目している。「諒闇とは天子が父母の喪に服する期間であるから、この表現は泰時を天皇としていることになるのであって、少なくとも『吾妻鏡』の筆者が、義時・泰時のことを、治天の君の権限を行使している人と考えていることは明白なのである」と述べている³⁵。義時は、承久の乱に勝利し、治天の君の権限を掌握した人物であった。ゆえに、その死によって、鎌倉では神事が延期・停止され、この「関東穢」は京都にも達して「天下触穢」となったのである。そして、政子は北条氏の地位を盤石なものとするために、義時を頼朝と並ぶ幕府の創始者として位置づけた。政治家政子は、義時の死を政治的に最大限利用したのである。

4 義時法華堂の政治的意義

最後に、その後の鎌倉幕府における義時追善仏事の展開を概観し、義時法

華堂に込められた政治的意義を見定めたい。

『吾妻鏡』における義時法華堂の関係記事を通覧すると、幕府要人による参詣が目止まる。年末の寺院巡礼は、実朝期より恒例となっており、実朝は供奉人を連れて、勝長寿院・永福寺・頼朝法華堂を参詣している(『吾妻鏡』建暦元年十二月二十二日条)。興味深いのは、この恒例行事が執権泰時に引き継がれ、対象寺院が上記の源氏將軍家の寺院から、頼朝・政子・実朝・義時の法華堂に代っている点である(『吾妻鏡』暦仁元年十二月二十八日条)。さらに、泰時没後は時頼が継承し、頼朝と義時の法華堂のみを参詣している場合もある(『吾妻鏡』仁治二年十二月三十日条など)。以上から、両法華堂への参詣が、執権職に付随する行事として定着していることが窺われる。金永氏は、この変化を、北条氏が源氏將軍家の仏事を吸収する一環として注目し、源氏將軍家と義時を並べることによって、北条氏が源氏將軍家と北条氏とを分離できない存在として認識させていたと述べる³⁶。筆者は、北条氏と源氏將軍家の一体化を図った人物こそ政子であり、義時の法華堂は、北条氏による執権職の世襲を正当化する役割を担っていたと考える。

なお、義時法華堂は、寛喜三年(一二三二)に頼朝法華堂とともに焼失しているが、暦仁元年(一二三八)に時房・泰時の参詣記事が見えることから、寛喜三年に上棟された頼朝法華堂と同様、すぐに再建されたと考えられる。その後、仁治二年(一二四一)、建長二年(一二五〇)には参詣記事が、弘安三年(一二八〇)、延慶三年(一二三二)には焼失記事が認められ、これ以降、史料上より姿を消すことから、頼朝法華堂とは異なり、再建されなかったと考えられる。義時法華堂が、焼失の度に再建され、鎌倉後期まで頼朝と並んで祀られていたことは、義時が鎌倉時代を通して、頼朝とともに武家政権の創設者として認識されていたことを物語るものである。

義時法華堂への参詣が、恒例の幕府行事に組み込まれる一方で、義時の周忌仏事が法華堂で行なわれることはなくなった。泰時は、百ヶ日仏事を終えると、一周忌に向けて大倉御堂の造営を開始している(表⑩)。完成した大

倉御堂では、一周忌と三回忌が修されている(表⑫・⑬)³⁷。十三回忌は伊豆の願成就院で行なわれており(表⑮)、泰時は、寺院の北傍に塔婆を建立するなど、とりわけ丁寧に沙汰したという。願成就院が選ばれた理由は、建保三年(一二一五)十二月十六日に義時が父時政の供養のため、寺域に南新御堂を建立している先例に倣ったものであると考えられる。

以上のように、泰時は義時の追善仏事を熱心に行なっているが、これは追善仏事の施主をつとめることで義時の後継者たることの正統性を示し、名越氏を牽制する意図があったのではないかと考えられる。

本章では、政子が義時を頼朝と並べて埋葬することで、義時を幕府創始者たる頼朝に匹敵する人物として押し上げ、その権威化を図ったこと、また義時の死後、神事の延期や「天下触穢」の発生など、頼朝死後と同様の対応が取られたことなどを指摘した。義時法華堂が、焼失と再建を繰り返す、歴代執権の参詣を得ていたことは、法華堂が北条氏による幕府支配の正当性を補完する機能を有していたことを示していると考えられる。

おわりに

本稿では、義時四十九日仏事の表白の検討を通して、義時死去前後の政情の一端を明らかにし、義時の権威化を図った政治家としての政子を評価した。第一章では、四十九日表白の存在などから、義時毒殺説を否定し、名越朝時が独自に追善仏事を行なっていたことを指摘した。朝時には、北条氏の嫡流意識があり、泰時に対して従順な態度を示さなかったと考えられる。すなわち、後々まで尾を引く得宗家と名越氏の対立は、義時死後の家督をめぐる泰時と朝時の対立に端を発するのである。従来、義時の後継をめぐる争いでは、政村に注目が集まるが、朝時の動向も見逃せない。家督継承にあたって、泰時の地位を脅かしたのは、政村だけではなかったのである。このように、北条氏は必ずしも一枚岩ではなく、嫡庶の対立が内在していた。ゆえに執権政治は、一族間の内部対立によって瓦解する可能性を有しており、泰時は一

族融和に心を砕きながら、得宗家の権力を確立せねばならなかったのである。

上横手雅敬氏は、泰時が合議的な政治運用と複数執権制を採用した背景として、黒い霧に包まれた義時の死と、その死後の紛争（伊賀氏事件）を重視する³⁸。筆者も、死後の紛争を重視するが、政村のみならず、朝時も泰時の家督継承を快く思っていないことを強調したい。泰時が、合議政治という政治形態を執らなければならぬ状況に追い込まれていたことが重要である。

第二章では、義時法華堂建立の意義を考察し、政子による義時権威化工作を評価した。政子は、いわば鎌倉幕府のモニュメントとして義時法華堂を建立することで³⁹、承久の乱を勝利に導いた義時を頼朝に次ぐ幕府の創始者として位置づけた。北条時政隠退後の幕政は、政子と義時が実権を握っていたが、義時死去の翌年、政子もまたこの世を去る。義時の権威化は、政治家政子の総決算的事業であり、これと並行して進められた泰時の家督継承と執権職就任は、北条氏の地位を安定に導くための最後の攻防であったといえよう。もし、本当に義時の死が黒い霧に包まれていたのであれば、政子が粛々と

仏事を行ない、このような工作を実行できたはずがない。四十九日表白に、義時の病状が具体的に記されている点からみても、義時の死因は病死と考えるべきであり、尊長の妄言は伊賀一族に対する怨恨に起因するものである。

ところで、鎌倉後期の日蓮は、承久の乱の勝者となった義時を「(義時)而に相州は謗法の人ならぬ上、文武きはめ尽せし人なれば、天許で国主となす、随て世且く静なりき」(二四七「下山御消息」一三一九頁)と評した。或いは、

後鳥羽院と義時を対比して、「(後鳥羽院)隱岐法皇ハ名ハ国王、身ハ妄語の人、横人也、(義時)権大夫殿ハ名ハ臣下、身ハ大王、不妄語の人、八幡大菩薩の願給頂也」(三九五頁「諫曉八幡抄」一八四八頁)とも述べている。義時に「国主」や「大王」という高い評価が与えられたのは、日蓮が承久の乱を国王(国主と同義)レベルでの交代事件と認識していたからである⁴⁰。すなわち、後鳥羽院は、承久の乱によって「代を東にとられ給ひ」、これを破った関東(義時)は「十八代をつきて百王」の内に入ったと述べている(「三沢抄」一四四九頁)。こ

のような日蓮の義時観は、乱後、義時が治天の君の権限を掌握したという貫達人氏の見解を補強するものである⁴¹。

加えて、筆者が注目したのは、日蓮が頼朝と義時を並べて語る場面の多いことである。「(頼朝)右大将家・(義時)権大夫殿ハ不妄語の人、正直の頂八幡大菩薩乃栖百皇乃内也」(三九五頁「諫曉八幡抄」一八四八頁)や「頼朝と義時とは臣下なれども其頂にはやどり給ふ、正直なる故歟」(三九二「四条金吾許御文」一八二四頁)など⁴²、頼朝が平家を滅ぼし、義時が承久の乱で京方を討ち負かしたことは、両人が不妄語(嘘をつかないこと)の人であり、八幡大菩薩のすむ正直の頂きであるとして、両者の政権掌握を肯定している。これらは、日蓮が義時を頼朝に匹敵する人物として認識していたことを物語る。

また、室町幕府の方針を示した『建武式目』の冒頭には「就_レ中、鎌倉郡者文治右幕下、始構_二武館_一、承久義時朝臣併_二吞天下_一、於_二武家_一尤可_レ謂_二吉士_一哉」とみえ、やはり義時は頼朝と並ぶ武家政権の創始者と認識されていた。

以上のような義時観が後代に広まった背景として、義時を頼朝に匹敵する人物として位置づけた政子の施策によるところが大きいことは言うまでもない。政治家政子の目論見は、見事に功を奏したのである。

注

(1) 石井進『日本の歴史七 鎌倉幕府』(中央公論社、一九七四年、三九四〜五頁)、上横手雅敬「執権政治の確立」『日本中世政治史研究』(塙書房、一九七〇年、三九〇〜九一頁。初出一九五九年)。

(2) 貫達人「承久変論」(高柳光寿博士頌寿記念会編『戦乱と人物』吉川弘文館、一九六八年)。本論文の刊行される前年、貫氏は、「座談会」『日本の歴史』(七)鎌倉幕府について(石井進・佐藤進一・貫達人・安田元久・豊田武)において、承久の乱における権限の問題に着目し、乱後、北条義時が治天の君の権限を掌握したという見解に至った経緯を述べている。すなわち、保元の乱の際、藤原頼長のもつ氏長者の権限を信西が奪い、即日、藤原忠通に宣旨の形で与えているという前例

にヒントを得たもので、この前例は龍肅から習ったという。『日本歴史』(第二二九号、吉川弘文館、一九六七年、一八頁上段)を参照。

(3) 玉林美男「附編三 法華堂周辺の信仰空間について」『神奈川県鎌倉市 北条義時法華堂跡確認調査報告書』(鎌倉市教育委員会、二〇〇五年、六二頁)。

(4) 細川重男「右京兆員外大尹」(『鎌倉北条氏の神話と歴史』日本歴史料研究会企画部、二〇〇七年、初出二〇〇一年)、岡田清一『北条義時』(ミネルヴァ書房、二〇一九年)。

(5) 細川前掲注(4) 著書。

(6) 太田壮一郎「室町幕府の追善仏事に関する一考察」『仏教学研究』第四四巻二号、二〇〇二年)。

(7) 河内将芳「天下人の「死」とその儀礼」(『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇〇六年、初出二〇〇三年)。

(8) 伊賀氏事件とは、義時の死の直後、幕政の実権をめぐって勃発した紛争である。すなわち、義時の後妻伊賀氏が兄の伊賀光宗と謀り、子息の政村(泰時の異母弟)を執権に、女婿の一条実雅を将軍に立てようとし、ここに政村の烏帽子親である三浦義村の協力をも得て、幕政を掌握しようとした。しかし、尼將軍である北条政子(泰時)が執権に指名し、義村を説得したため、伊賀氏の企みは水泡に帰した。その処分は、政子によって滞りなく進められ、伊賀氏は伊豆に幽閉、光宗は信濃に配流、実雅は京都に送還の上、越前に配流された。一方、政村や義村は処罰を免れた。この事件は、北条氏内部の権力争いの一つと捉えられ、泰時による執権政治の展開に大きな影響を及ぼしたという点で歴史的意義が認められている。

以上が、伊賀氏事件の通説的理解である。通説に異論を呈した永井晋「伊賀氏事件の基礎的考察」『国史学』第一三三号、一九九七年)などもあるが、目崎徳衛氏も述べているように、通説もなお傾聴すべきであると考ええる。『史伝 後鳥羽院』(吉川弘文館、二〇〇一年)を参照。

(9) 『大日本時代史 鎌倉時代史』(『日本史の研究 新輯一』岩波書店、一九八二年、一六八頁、初出一九〇七年)。

(10) 石井、上横手前掲注(1) 著書。

(11) 近年では、平泉隆房氏も、尊長の発言や生い立ちに注目し、『吾妻鏡』の義時病死の記事は偽作であると主張している。「吾妻鏡編纂過程の一考察」(『古文書研

究』第一六号、一九八一年)参照。

(12) 塩原浩「三左衛門事件と一条家」(『立命館文学』第六二四号、二〇一二年)。

(13) 岡田章雄ほか編『日本の歴史第四巻 鎌倉武士』(読売新聞社、一九六五年、一五七頁)。ただし、実雅の甥にあたる頼氏は、伊賀光季追討直後に京都を脱して鎌倉に急を報せている(『吾妻鏡』承久三年五月二十一日条)。

(14) 『明恵上人資料第一』(東京大学出版会、一九八二年)所収の奥田勲氏による『行状』の解説(七三三頁)。

(15) 伝本の先行研究については、平野多恵『明恵上人伝記』の系統と成立』(『明恵』笠間書院、二〇一一年、二〇〇頁)に整理されているので、ここでは割愛する。

(16) 平野前掲注(15) 著書。

(17) 中田薫「中世の財産相続法」(『法制史論集 第一巻 親族法 相続法』岩波書店、一九二六年、初出一九一六年)。

(18) 納富常天『金沢文庫蔵国宝称名寺聖教湛審説草—研究と翻刻』(勉誠出版、二〇一八年)。「湛審説草」の引用にあたっては、適宜、句読点を打った。

(19) 川添昭二「北条氏一門名越(江馬)氏について」(『日蓮とその時代』山喜房仏書林、一九九九年、初出一九八七年)、磯川いづみ「北条氏庶家名越氏と宮騷動」(『鎌倉』第八六号、一九九八年)。

(20) 醍醐寺聖教のうち「地藏講伽陀」(元和二年(一六一六)の奥書にも「賤諸衆等、現朝陶朱伊頓榮当□□」)とみえ、猗頓を「伊頓」と表記している。

(21) 『続本朝往生伝』(井上光貞、大曾根章介校注、日本思想大系七『往生伝・法華験記』岩波書店、一九七四年、一五〇頁)。

(22) 表白の制作者は、平安中後期は儒者、院政期に入ると僧侶(導師)が主となる。山本真吾「院政鎌倉時代に於ける表白量産の史的背景」(『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』汲古書院、二〇〇六年、三五三・七二五〜七二七頁、初出二〇〇三年)を参照。

(23) 森幸夫「得宗家嫡の仮名をめぐる小考察」(阿部猛編『中世政治史の研究』日本歴史料研究会企画部、二〇一〇年)。

(24) 川添前掲注(19) 論文。

(25) 義時没後の諸事については、前掲注(2) 報告書所収の年表(古田土俊一氏作成)にまとめられており、参考にした。

(26) 義時の墳墓が築かれた頼朝法華堂の東の山上とは、現在、義時法華堂跡と推定される平場の後山にある古墳時代後期の横穴墓（現島津氏・毛利氏の藩祖の墓所）を指す可能性がある。「山上」と記すことから、当初、義時の遺体はこの横穴墓に安置され、葬礼が行われたのかもしれない。

(27) 葬礼に際して、陰陽師は遺骸を移す場所から葬送全般の日時・方角・場所の吉凶判断を取り切った。山下克明『陰陽道の発見』（NHK出版、二〇一〇年、一七六～八頁）を参照。

(28) 前掲注(3) 報告書、『史跡法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）保存管理計画書』（鎌倉市教育委員会、二〇〇七年）を参照。

(29) 「後家の力」については、飯沼賢治「後家の力」（峰岸純夫編『中世を考える家族と女性』吉川弘文館、一九九二年）を参照。

(30) 川添、磯川前掲注(19) 論文。

(31) 川添前掲注(19) 論文。

(32) 横井清『中世民衆の生活文化』（東京大学出版会、一九七五年）など。

(33) 『吾妻鏡』建久十年三月十一日条は頼朝の死による神事の延期、嘉禄元年八月十五日条は政子の死による放生会の延期を記す。同じ執権の死であっても、例えば、北条経時死去の翌月に行なわれた鶴岡八幡宮の神事は通常通り実施されている（寛元四年五月五日条）。亡くなった時期にも左右されるが、少なくとも、頼朝・政子・義時の死は別格の扱いを受けていたとみてよい。

(34) 黒田日出男「こもる・つつむ・かくす」（『王の身体 王の肖像』平凡社、一九九三年）。

(35) 貫達人「鎌倉幕府と御家人」（『郷土神奈川』第一〇号、一九八〇年）。

(36) 金永「撰家将軍期における源氏将軍観と北条氏」（『ヒストリア』第一七四号、二〇〇一年）。

(37) 泰時は、三回忌を終えた翌年、大倉御堂を後方に曳き退け、その跡に政子の新御堂を建立するという提案を行っているが（表②）、これが実現した場合、明らかに義時は政子の陰に隠れることとなる。大石直正氏は、泰時は政子によって執権になりえた人物であるから、ひとかたならぬ恩義を感じていたのではないかと推測している。「執権政治と陰陽道」（『六軒丁中世史』大石直正先生還暦祝賀実行委員会、一九九一年）参照。泰時からすれば、義時はすでに武家政権の創始者とし

て位置づけられており、尼將軍政子の権威化こそ肝要であると考えたのかもしれない。結局、大倉御堂の移転は、評定衆や陰陽師の反対もあって実現しなかった。

(38) 上横手前掲注(1) 論文(三九〇頁)。

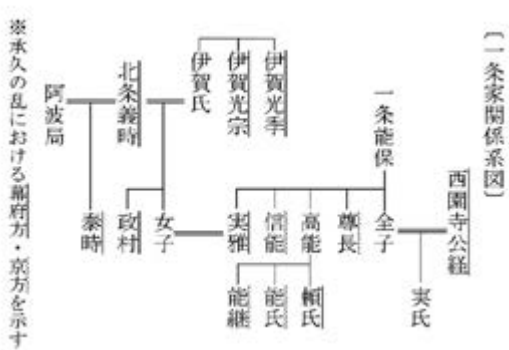
(39) 武家政権におけるモニユメントの意味については、今後追究していく必要がある。これは近世における日光東照宮の建立意義（徳川家康の神格化）とも通底する問題である。研究視角として、中村武司「ネルソンの国葬」（『史林』九一巻一号、二〇〇八年）が参考となる。

(40) 日蓮の国王・国王観については、高木豊「鎌倉仏教における国王のイメージ」（『鎌倉仏教史研究』岩波書店、一九八二年、初出一九七九年）、坂井法暉「日蓮遺文に見える国主と国王」（注23に同じ）を参照。また、日蓮の義時観については、川添昭二「日蓮と北条氏得宗」（『歴史に生きる日蓮』山喜房仏書林、二〇〇八年、初出二〇〇三年）を参照。

(41) 貫達人「鎌倉幕府成立時期論」（『青山史学』創刊号、一九六九年）。

(42) 『日蓮遺文』については、立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本 日蓮聖人遺文』を参照した。

〔付記〕本稿の執筆にあたり、坂口太郎氏・福田誠氏よりご教示を賜った。ここに記して謝意を表したい。



北条義時葬礼・仏事関連記事一覧表

No.	年 月 日	施 主	導師・陰陽師	内 容
①	貞応3年 (1224) 6. 13			北条義時死去。
②	貞応3年 (1224) 6. 15			恒例の七瀬祓が触穢により延引する。
③	貞応3年 (1224) 6. 18		安倍知輔	葬送。頼朝法華堂の東の山上に墳墓を築く。
④	貞応3年 (1224) 6. 19		丹後律師	初七日の仏事を修する。
⑤	貞応3年 (1224) 6. 22	三浦義村	走湯山浄蓮房	臨時の仏事を修する。
⑥	貞応3年 (1224) 6. 26		大進僧都親基	二七日の仏事を修する。北条泰時・時房が京より戻る。
⑦	貞応3年 (1224) 6. 29			触穢により六月祓なし。
⑧	貞応3年 (1224) 7. 4		信濃法眼道禪	三七日の仏事を修する。
⑨	貞応3年 (1224) 7. 11		莊厳房律師行勇	四七日の仏事を修する。
⑩	貞応3年 (1224) 7. 16		左大臣律師	五七日の仏事を修する。
⑪	貞応3年 (1224) 7. 23		行勇律師	三十五日 (六七日の誤りカ) の仏事を修する。
⑫	貞応3年 (1224) 7. 30		弁僧正 (定豪)	四十九日の仏事を修する。夜、騒動あり。
⑬	貞応3年 (1224) ⑦. 2	名越朝時		四十九日の仏事を修する。
⑭	貞応3年 (1224) 8. 8		走湯山浄蓮房	義時の墳墓 (新法華堂) の供養を行なう。
⑮	貞応3年 (1224) 8. 15			義時の死去により鶴岡放生会を延引する。
⑯	貞応3年 (1224) 7. 22		弁僧正 (定豪)	百ヶ日の仏事を修する。
⑰	貞応3年 (1224) 11. 18	北条泰時		一周忌のために伽藍 (大倉御堂) を建立する。立柱。右近将監 (尾藤) 景綱奉行。
⑱	嘉禄元年 (1225) 5. 6			泰時の除服につき、葬礼を沙汰した陰陽師が勤めるべきか否か審議あり。
⑲	嘉禄元年 (1225) 5. 11		安倍晴幸	朝時、除服。
⑳	嘉禄元年 (1225) 5. 12		安倍知輔子息	泰時・重時・政村・実義・有時、除服。
㉑	嘉禄元年 (1225) 6. 13	北条泰時	弁僧正 (定豪)	新造の大慈寺釈迦堂 (大倉御堂) にて一周忌を修する。
㉒	嘉禄2年 (1226) 6. 13	北条泰時	求仏房	大慈寺釈迦堂 (大倉御堂) にて三年忌を修する。
㉓	安貞元年 (1227) 2. 19	北条泰時		周忌供養を修する。泰時より大倉御堂を曳き移し、その跡に政子の三年忌の御料として新御堂を建立する件について諮問あり。評定衆・陰陽師、私見を述べる。
㉔	安貞元年 (1227) 3. 1			大倉御堂を移転するか否かにつき再び審議あり。移転しないと決まる。
㉕	嘉禎2年 (1236) 6. 5	北条泰時	大阿闍梨莊厳房僧都行勇	願成就院にて義時十三年忌を修する。

※出典は『吾妻鏡』である (⑬のみ義時四十九日表白)。